



市議会インターネット配信

大船渡市議会

検索

雨のロードレース (1月9日:大船渡新春四大マラソン大会)



平成28年第4回定例会	2~3
一般質問・答弁	4~9
第6回臨時会・全員協議会	10
常任委員会の活動	11
議会のうごき	12
議長挨拶・編集後記	13
大船渡市議会基本条例制定	14~18



おおふなと 市議会だより

平成28年
第4回定例会

No. 127

平成29年2月6日発行

P18 議会基本条例特集号 ▶



権現様の獅子に頭を噛んでもらうと元気に育つという (1月5日:吉浜)

「大船渡市議会基本条例」及び 一般会計補正予算を 全会一致で可決

議案 26 件及び発議案 2 件を可決、
請願 1 件を採択



平成 28 年第 4 回定例会は 12 月 9 日から 12 月 20 日までの 12 日間の会期中で開かれました。議案は、条例改正や一般会計・各特別会計補正予算等 26 件、市議会基本条例を含む発議案 2 件が可決され、また、各常任委員会に審査付託されていた請願 2 件のうち 1 件が賛成多数により採択されました。補正後の本年度の一般会計予算の総額は 59 億 8570 万円となりました。

の不均一課税を行おうとするもの。

○大船渡市防災センター設置条例について

市民の防災に関する知識及び技術の普及並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時における災害対策活動の拠点とするため、大船渡市防災センターの設置に、必要な事項を定めようとするもの。

- ・ 設置位置：盛町字下館下 35 番地 1
- ・ 条例施行日：平成 29 年 4 月 1 日

○大船渡市立小学校設置に関する条例の一部改正について

東日本大震災により被災した赤崎小学校の移転整備に伴い、赤崎小学校の位置を変更するほか、赤崎小学校及び蛸ノ浦小学校の統合等に関し、所要の規定の整備をしようとするもの。

- ・ 変更位置：赤崎町字山口 8 番地 4
- ・ 条例施行日：平成 29 年 4 月 1 日

○大船渡市立中学校設置に関する条例の一部改正について

東日本大震災により被災した赤崎中学校の移転整備に伴い、赤崎中学校の位置を変更するほか、所要の規定の整備をしようとするもの。

- ・ 変更位置：赤崎町字山口 107 番地 1
- ・ 条例施行日：平成 29 年 4 月 1 日

○大船渡市防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について

大船渡市防災コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの。

- ・ 施設の名称
：大船渡市防災コミュニティセンター（清水地域防災コミュニティセンター）
- ・ 指定管理者：清水公民館
- ・ 指定の期間：平成 29 年 1 月 27 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

○平成 28 年度大船渡市一般会計補正

予算（第 3 号）を定めることについて

赤崎中学校移転事業をはじめとした復旧・復興に関する経費、前年度繰越金の確定による財政調整基金積立金などの補正、防災集団移転促進事業などに伴う債務負担行為の追加及び変更を行うもの。補正予算の規模は 58 億 9260 万円。

▼主な内容

- ・ 東日本大震災復興交付金基金積立金
：38 億 8326 万円
- ・ 財政調整基金積立金
：12 億 1332 万円
- ・ 産地パワーアップ事業
：4 億 3650 万円
- ・ 防災集団移転促進事業
：△1 億 1088 万円
- ・ 赤崎中学校移転事業
：2 億 2880 万円

主な議案

○大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について

地域再生法に基づく地方活力向上地域内における認定事業者による新施設等について、固定資産税

平成28年度一般会計等補正予算一覧表

会 計 名	補正予算額	予算総額
一般会計	59億990万円	594億8,570万円
介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	△95万円	1,227万6千円
介護保険特別会計（保険事業勘定）	565万2千円	43億2,084万4千円
簡易水道事業特別会計	968万9千円	3億4,743万円
漁業集落排水事業特別会計	財源振替	6億7,639万2千円
後期高齢者医療特別会計	435万4千円	4億1,921万4千円
公共下水道事業特別会計	851万9千円	23億7,256万8千円
国民健康保険特別会計（事業勘定）	△2,237万6千円	57億5,400万9千円
国民健康保険特別会計（診療施設勘定）	△991万6千円	3億1,365万5千円

○平成28年度大船渡市一般会計補正予算（第4号）を定めることについて

県の例に準じた給与の改正等に伴う人件費の調整について補正を行うもの。補正予算の規模は1730万円。

▼主な内容

・県の例に準じた給与の改正に伴う調整額 2525万円

請 願

○請願第2号（不採択）

「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願」
教育福祉常任委員会に付託され審査が行われた。委員会では「年金の隔月支給を毎月支給に改めることや年金支給開始年齢を現行以上に引き上げないことには賛同できる。」「マクロ経済スライドや年金積立金の株式運用は、財源を確保する観点や、これからの少子高齢化社会の中、年金制度を維持していくための方策であり、年金制度を信頼できるものにするために必要な取組なので、一概に廃止はできない。」などの意見が出された。委員会及び本会議において採決が行われた結果、賛成少数により「不採択」となった。

○請願第3号（採択）

「農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願」

産業建設常任委員会に付託され審査が行われた。委員会では「請願書には、JA全農の農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換や信用事業を含むJAを3年後を目途に半減させる等一方的な内容になっている」と記載されているが、農林水産業・地域の活力創生本部の決定があり、そのような事項は盛り込まれておらず、請願者の意を汲んだ形になっている。」「政府の方針は決定しているかもしれないが、地方の農協も集中的に自己改革に取り組んでおり請願の内容に賛成できる。」などの意見が出された。委員会及び本会議において採決が行われた結果、賛成多数により「採択」となった。

発 議 案

○発議案第3号

「大船渡市議会基本条例について」

市議会基本条例は議会の活動理念、議員の責務及び活動原則などの議会の基本事項を定めたもので、議会基本条例策定特別委員会の発議により提案さ

れ、全会一致で可決し施行された。（詳細は14～18ページ参照）

○発議案第4号

「農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書について」

①農協改革については自己改革に取り組んでいる実態に鑑み協同組合としての自主性を損なうような介入は行わないこと、②指定生乳生産者団体制度は生乳の特性をふまえて酪農家が営々と努力を積み重ね創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすることを内容とした意見書を衆参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣に提出する議員発議案が提案され、賛成多数により可決された。



いっぱん質問



屋内運動場となった土床体育館（一関市）

ここが聞きたい 市政課題で 活発な論戦

平成28年市議会第4回定例会の一般質問は12月14・15・16日の3日間行われ、11名の議員が登壇し、市政全般にわたり活発な議論が交わされました。その要旨を質問順に紹介します。

問 土床体育館に改修し、特色ある体育施設を

答 学校体育館の有効活用の一つとして検討



議員 清 淵上

問 児童生徒数の将来推計などをもとに実情にあったより良い教育環境をつくるため、市立小・中

学校適正規模・適正配置基本計画の策定に着手したことから統廃後の学校体育館の利活用の検討が必要。県内には、廃校となった学校体育館の床を撤去し、土床や人工芝に改修し全天候型の体育施設として活用している例がある。当市でも、学校体育館に新たな特色を持た

せることにより、市民の運動意欲の向上や健康増進、各種大会や合宿誘致等、幅広い効果が期待されると推察されることから、廃校後の体育館を土床体育館に改修することについて見解を伺う。

答 市長 今後、小中学校の統廃合が進み、空き施設となる体育館が発生すると想定される。一般に学校は、地域の象徴的存在として長年地域住民から身近な公共施設として親しまれてきた。又、今年度中には、小中学校体育館の全ての耐震改修工事が完了することから、閉校後においても、新耐震基準に適合した体育館の積極的な活用の検討が必要。提案された土床体育館は、社会体育施設として転用を図り、市民の利用に供している他市の例もある。天候等に左右されずに利用できる、一定の利用が見込まれることから、今後、閉校後の学校体育館の有効活用策として検討する。(他に、仮設グラウンドの設備の有効活用を質問)



新たなまちづくりの様子

問 大船渡駅周辺地区の津波復興拠点整備事業区域内のかさ上げ地では、新しい商業施設が来春の



小松龍一 議員

問 復興まちづくりについて
答 魅力と賑わいのあるまちにしてい

オープンを目指して工事が進められている。インフラ整備が進むにつれ、整備後の商業施設に新たな人の流れを生み出すための、また活力を取り戻す施策を知恵を絞って考え、大船渡市全体が豊かになるまちづくりを進めて行かねばならないと思うが具体的な取り組みに

まちにしてい

答 副市長 大船渡駅周辺地区の津波復興拠点整備事業区域の復興まちづくりにおいては、当市の中心市街地として持続性、発展性を確保しつつ、多くの人が集まるような「魅力と賑わいのあるまち」としていくため、エリアマネジメントの手法を導入することとして株式会社キャッセン大船渡を昨年12月に設立した。区域内の商業エリアについても、1街区のファクトリーショップや3街区

の宿泊施設、6街区の大規模ショッピングセンターなど、各街区の特色を前面に打ち出している。他の商店街街区についても地元食材を生かした飲食店や産直施設の配置、地域住民に愛されていた商店の集約など、中心市街地の新たな魅力の創造に向けた整備を進めており、今後、各種イベントを通して商業エリア全体の魅力を発信しながら、区域全体の活性化に向けた取組を進めることとしている。

問 地域防災

中山間地の防災対策は

答 災害の発生を予測した
早めの行動を



奥山行正 議員

問 台風10号が大船渡市付近に上陸し、県内沿岸で記録的な大雨となり、土砂崩れ、浸水など

答 市長 大雨による洪水や土砂災害などによる被害を未然に防ぐためには、中山間地が多い当市では避難をする際、土砂

崩れの発生等により避難所に避難できない状況に陥る可能性があることから、災害の発生を予測した早めの行動が必要である。

介護保険事業計画について

問 第6期介護保険事業計画も折り返し地点を過ぎたが、介護職員の人材不足や特別養護老人ホーム待機高齢者の解消など当市としての課題について伺う。

答 部長 第6期介護保

険事業計画における課題としては、計画的な介護施設の整備、在宅でも必要な医療や介護のケアを受けられることができる体制づくり、地域での助け合い活動の創出などが挙げられる。特に介護職員の確保については、極めて困難な状況となっている。これらの課題解決のための具体的な取組として、既存施設の有効活用を含めた介護施設の整備や介護予防事業の推進を図る。



台風10号による被害

問 地域活性化のため
みなとオアシスの申請を

答 認定・登録に向けて
取組を進めていきたい



千葉 盛 議員

が、港の賑わい創出や商店街の活性化、当市PRのため、「みなとオアシス」に申請し、更なるまちづくりの促進を図るべきと思うが、見解は。

が、港の賑わい創出や商店街の活性化、当市PRのため、「みなとオアシス」に申請し、更なるまちづくりの促進を図るべきと思うが、見解は。

問 大船渡駅周辺の整備が進み、防災交流施設として津波防災拠点施設や公園等の整備が行われる

答 室長 みなとオアシスの認定要件は、地域住民や観光客が交流できる空間を有していること、地域

住民や観光客に対し地域情報や観光情報を発信する機能を有していること、イベントの実施等、みなとの賑わいを作り出す活動が地域住民参加の元で継続的に行われていることとなっている。認定による国からの支援内容は、国交省HPやパンフレット等への掲載、道路標識の設置や道路地図への掲載等のほか、外国クルーズ客船の乗船客に対応した表示の多言語化、社会資本整備総合交付金を活用した緑地等の港湾施設整備等となっ

ている。国では本制度の見直し作業を行っており、クルーズ客船の乗船客の休憩・交流の場としての機能、災害発生時の支援物資の受入機能や備蓄機能など防災面においても、みなとオアシスを活用していくとしている。市としては、地域住民の交流やクルーズ客船寄港を含む観光振興を通じた地域活性化が期待できることから、津波防災拠点施設を主要施設とする「みなとオアシス」への認定登録に向け取組を進めていきたい。



申請が期待される拠点施設の周辺



整備が完了した災害公営住宅

問 災害公営住宅の空き部屋に対する意向調査は

答 空き部屋80戸に対して
入居希望世帯は68戸



伊藤力也 議員

問 災害公営住宅の空き部屋に対する住宅再建意向未決定者への対応について伺う。

答 市長 この度応急仮設住宅に入居する851戸を対象にした住まいの意向調査において98・3%が回収され、意向未定は113戸となった。その内回収後に35戸が決定し現在の意向未決定者は87戸である。今後において災害公営住宅に入居を希望されない方は19

戸であり、希望される方は68戸となった。現在における災害公営住宅の入居可能戸数が80戸であることから災害公営住宅入居希望者はすべて入居可能である。今後において、応急仮設住宅の特定延長に移行する平成30年度までに住宅再建が完了するよう支援する。

問 防災集団高台移転に対する住宅未決定者の意向

防災集団高台移転の空き地と希望地に対する

答 局長 造成工事が完了した宅地は、順調に引き渡しが行われているが、家庭事情等により現在2区画の空き区画が発生している。また、今後赤崎地区においても空き区画が予想される。住宅再建意向未決定者に防災集団高台移転事業による住宅再建の情報を提供するとともに、新たな希望者がなければその後は公募することとしている。



治療に伴うリハビリを担う大船渡病院

問 リハビリテーションは、身体機能の回復や残された能力を引きのばし、家庭生活への復帰や



今野善信 議員

問 リハビリテーション体制の整備に対策は

答 理学療法士等の確保に努め整備していきたい

答 市長 気仙地域に関しては、急性期の患者が減少しリハビリテーショ

社会参加を促すことで、その人の生活を支えるものである。高齢化や病気により身体機能に障害をもつ方のためリハビリテーション体制の整備が必要と考えるが当市の対応は。

問 高齢者福祉施設の整備は、介護職員の不足など課題も多いようだ。施

高年齢者対策について

を必要とする回復期の患者が増加するものと予想されており、回復期病床への転換を進めるとされている。今後は、病院や介護事業所でのリハビリ機能の充実を図るため、理学療法士等の確保に努め、拡大するニーズに対応したサービスの提供体制を整備していきたい。

設への入所待機者の現状と今後の対応について伺う。

答 部長 当市の施設入所待機者は平成28年4月1日現在、在宅待機者が75人、早期入所が必要な方は57人である。待機者の解消のため、施設の40床の増床を進め、20床は決まり、残り20床は応募がない状況。今後は、介護現場への外国人受入れも含めた介護職員の確保策について、関係機関と協議し諸課題の解決策について検討を深めていく。

問 地域にとつての学校の存在をどう考える

答 学区拡大の利点を生かし地域活力を維持する



東 堅市 議員

問 学校は地域コミュニティの核としての役割を担っている。今回の「適正配置計画」によると、吉浜地

区から小学校も中学校も無くなる心配があるが、「地域にとつての学校の存在をどのように考えているか。」

問 「複式学級になったら統合」としているが、県内に複式学級を持つ学校が60校以上ある。これまで子ども達の学習到達度を始めとする教育上の問題もなく学制発布以来145年も継続してきた。複式学級の担任をした経験もある

答 教育長 複式学級は2つの学年を1つに編成した学級で、担任・児童・双方に負担が大きいとされている。当市としては、子ども達をより良い教育環境の下で学ばせたいとの考えから複式学級の措置を極力回避したいと考えている。

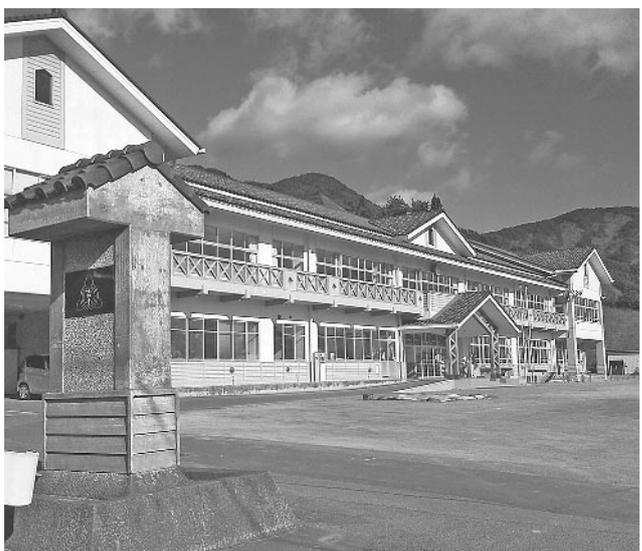
答 教育長 学校は子ども達の教育の場にとどまらず、地域振興の役割を果たしてきた。今回の計画を進めることで閉校となる地域は活力低下が心配されるが、学区拡大のメリッ

問 「複式学級」にも利点がたくさんあるが

答 教育長 複式学級では、○みんな主人公で、ひとり一人が目が行き届くこと ○2学年の内容を関連づけた指導も出来ること など、良い面もたくさんある。教育環境が悪いとばかり言えないのではないかと

トを生かす取り組みを工夫することで地域活力の維持につなげていくことが出来るものと考えている。

が複式学級では、



吉浜小学校

問 高規格道路に接続する道路要望断念について

答 関係団体と連携し整備に向け取り組み



船野 章 議員

問 28年11月に一部の市内業者等のヒアリングを基に、27年は要望していた肋骨道路に接続する

専用道要望を断念し、107号・397号の改良を気仙三市町の総意としてと説明された。私は一年も経たない内に、しかも大きな運動もやらずになぜ心変りしたのか全く理解できない。今回大船渡市が目指す東北横断自動車道釜石・秋田線に接続する新ル

トの要望断念の理由とその経緯について具体的に答弁を求める。

市長 大船渡遠野連答道路の実現について、昨年の要望以後、沿岸広域振興局とも課題、効果等について意見交換をしてきた。事業化にあたっては、県の公共事業評価において、時間短縮効果など計画の妥当性が求められるため、市内の関係団体で構成する道路ネットワークワーク検討会の中で、事業費や時間短縮効果を検討してきた。その結果、

整備には莫大な事業費がかかることから実現性は少なく、また、国道107号の改良であれば気仙二市一町が一致できる可能性が高まると想定された。今回道路ネットワーク検討会の結果を踏まえ、将来的には地域高規格道路の指定を目指しながら大船渡港の利用促進と物流及び交流人口の拡大、市内経済の活性化等を図り、この路線の重要性を高め、道路整備の実現に向け取り組む。



災害公営住宅の将来家賃は

問 災害公営住宅への入居が進んでおり一安心された方が多いと思う。しかし、収入の少ない



田中英二 議員

問 被災者が住み続けられる減免家賃の継続を
答 市営の災害公営住宅の家賃減免10年間

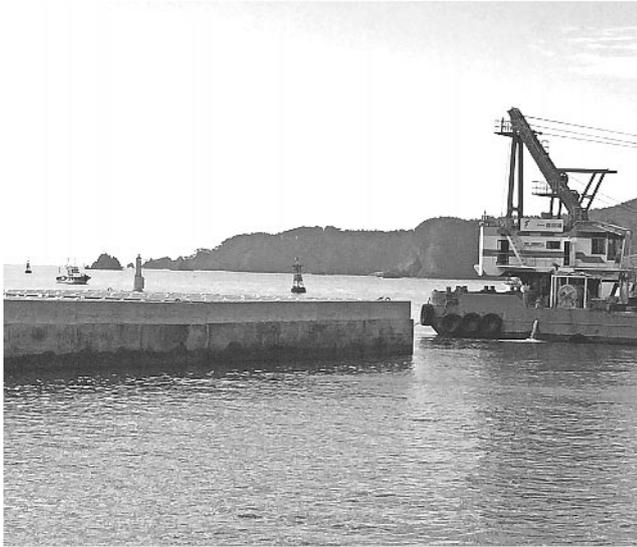
世帯は家賃の減免措置が今後どうなるのか、よく分からないと不安を訴えている。
市長 市営住宅について、減免家賃はどのような内容なのか伺う。
部長 市営の家賃の減免期間は10年間。一つは減免額を算定し5年間は100%減額され5

年を超えると徐々に減免割合が下がる方法。二つ目は世帯員数と総収入額に応じた額を本来家賃から減免する方法。この内、年度ごとに減免額が大きい方を採用する仕組みになっている。
県の減免制度について
問 県が管理する災害公営住宅の低収入の方は、1年毎の申請で減免措置が継続されていくと聞いている。これについて承知されているか伺う。市

営と県営の減免期間が違っているとすれば、大きな差が出て不平等になるが伺う。
部長 県営の住宅については、震災前に制定した規定があり生活保護基準額を収入が下回る世帯について入居者の申請によって家賃を1割から9割の5段階で1年毎に減免するもの。
減免の対象は、災害公営住宅に限らず、既存の県営住宅も対象となっている。



内陸部と気仙地域を結ぶ幹線道路



工事中の湾口防波堤

問 地方の産業振興策として、輸産業の有力候補である日本の養殖業は、世界で優位性がある



森 操 議員

問 災害危険区域等の陸上養殖の推進を
答 岩手大学の陸上養殖の成果等で可能性を探る

問 地方の産業振興策として、輸産業の有力候補である日本の養殖業は、世界で優位性がある

答 と言われている。そこで、災害危険区域等の土地利用について、その地域との協議の上で決めることとされているが、低迷する水産業の伸びしろとして、魚介類の陸上養殖を推進してどうか伺う。

問 某大学の情報から、工事中の湾口防波堤の海

電開発について

から陸上養殖への期待が高まっております。水産庁も陸上養殖の知見や技術等を集約している。海面養殖と比較して、場所の制約が少ないことなどのメリットがある。当市としては、岩手大学の事業化を見据えた陸上養殖の研究成果等の情報共有を図って、陸上養殖の可能性を考える。

問 某大学の情報から、工事中の湾口防波堤の海

電開発について
答 部長 通水管は直径約3.5mの物が18本設置されており、建設途上における国の海水交換調査によると、時期によって変動はあるが秒速0.2〜0.5mの流れが観測されている。分析結果では、複数の要因が絡む不規則なものであることから、一般的な潮流発電の知見を適用することは困難である。

問 介護施設等の整備見直しは

答 効果的な整備計画を
検討していく



滝田松男 議員

問 平成28年度に整備するとしている、定員20人の介護老人福祉施設と、定員29人の介護老人

答 市長 施設入所が必要な高齢者に対し安定的なサービスを提供するため、第6期介護保険事業計画において平成28年

保健施設、さらに吉浜地区を対象とした認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居住介護施設、これらの整備見直しはどうか伺う。

問 認知症による徘徊や行方不明になるなどの行動で、高齢の配偶者や、

認知症高齢者への対応は

度、施設の整備を計画した。運営事業者を公募したところ、20床増床計画のみに応募があり、その他には現時点で応募がない。建設費の高騰や、介護職員確保が難しい等の背景がある。今後、次の計画の策定で、効果的な整備計画となるよう検討していく。

問 認知症による徘徊や行方不明になるなどの行動で、高齢の配偶者や、

認知症高齢者への対応は

仕事を持つ家族は大きな負担がかかり苦労している。早期発見・早期治療が重要だが、認知症高齢者への対応を市としてどう考えているのか。
答 室長 国の認知症施策推進総合戦略で、全ての市町村で支援事業を平成30年度までに実施することとされている。認知症地域支援推進員の配置や、認知症初期集中支援チームの設置を検討している。認知症の人と家族等への相談対応の充実等に努めていく。



市内の介護施設

第6回臨時会

10月28日に開催され、3件の報告のほか、5件の議案が提案され、いずれも原案のとおり可決しました。

▼主な議案

○大船渡市防災コミュニティセンター設置管理に関する条例について
新たに清水地域防災コミュニティセンターを設置

○財産の取得について
災害公営住宅「下館下アパート」

○大船渡市公営住宅の指定管理者の指定について
施設の名称
：下館下アパート
指定管理者
：株式会社寿広

▼請負契約について

○中赤崎地区(その6-1)防災集団移転住宅団地整備工事の請負変更契約
変更後の契約金額
：3億8597万円

○学校施設耐震改修(その2)工事の請負変更契約
変更後の契約金額
：2億4375万円

○永浜地区(その2)防災集団移転住宅団地整備工事及び永浜地区道路新設工事の請負変更契約
変更後の契約金額
：9億2260万円

○(仮称)共同利用コンテナ用上屋新築工事の請負契約
請負契約者
：株式会社佐賀組
請負契約金額
：3億2724万円

▼委託契約について

○大船渡地区津波復興拠点整備事業津波防災拠点施設等工事他業務に係る委託契約
委託契約者：独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部
委託契約金額
：19億8882万円

全 員 協 議 会

当局からの次のような説明に対し、協議を行いました。

9月26日開催

◎内陸への道路ネットワークの構築について
「物流等の円滑化と活性化を図る道路ネットワーク検討会」における検討結果について
・対県要望(案)について
気仙地域から東北横断自動車道釜石秋田線宮守インターチェンジに至る国道107号について、白石峠、荷沢峠など峠部の新たなトンネルの建設及び屈曲区間のショートカットなど、幹線横断道路に相応しい改良整備の事業化に向け、早期に検討に着手すること。

10月28日開催

◎土地利用方針図の見直し等について
「盛地区・大船渡地区の一部、赤崎地区の一部及び猪川地区の一部」の土地利用方針図の見直しを行う。

11月25日開催

◎大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の進捗状況について

・事業計画(第4回変更)案に係る資金計画の概要など

12月9日開催

◎大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画(案)について
大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画(案)の策定について
平成29年度から平成38年度までの向こう10年間を展望し策定する。

12月26日開催

◎復興交付金事業計画等について
前回までの配分済額
806億5964万円
今回配分額(国費)
17事業に77億3133万円
合計
883億9097万円

◎第6次大船渡市農業振興基本計画(案)について

・平成29年度を初年度とし、平成32年度を目標年次とする4か年計画
・地域特性を活かした農林業の振興を旨とし、農地の保全と活用、農業経営の安定支援、担い手の育成・確保などに取り組み。

常任委員会の活動

10月に行政視察を行いました

総務常任委員会

市税滞納対策と地域自治システム
中心市街地拠点整備を視察

静岡県浜松市と愛知県豊田市、安城市を視察しました。

浜松市では「市税滞納削減アクションプラン」を策定し、事務の改善や関係機関との連携等により、累積滞納額の削減や現年分収入率の向上に取り組んでいました。

豊田市が進める地域自治システムの「わくわく事業」では、地域を良くするための活動に対して、1中学校区あたり500万円の上限で補助金を出しています。地域課題に対して住民が自ら行動し、山村部と都市部それぞれの魅力を併せ持つま



ちづくりを進めていました。

安城市では、病院の移転跡地に中心市街地拠点施設「アンフォーレ」を整備して図書館や商業施設などの相乗効果により年間100万人の利用を目指し、中心市街地の賑わい創出に向けて取り組んでいました。

教育福祉常任委員会

小中一貫教育と
子育て応援施策を視察

兵庫県赤穂市と、姫路市、相生市を視察しました。

赤穂市民病院では、病院改革プランを策定し、本館の改修、新病棟の増築、経営改善やネットワーク化を通して医療レベルの向上を目指し取り組んでいました。

姫路市教育委員会では、「学力」「人間関係力」を培うことを目標に、義務教育課程9年間の小中一貫教育を進め、教職員の意識改革と指導力向上、中一ギャップの軽減等、「目指す子ども像」の育成に向けて取り組んでいました。



かな気候風土に加え姫路市、神戸市の近郊という立地を生かし、子育て応援都市宣言を掲げて、子育て応援施策「11の鍵」の実施により子育て世代をターゲットにした定住促進を図るまちづくりを進めていました。

産業建設常任委員会

観光客誘致の推進と漁業後継者育成
地域ブランドの活用を視察

愛知県犬山市、和歌山県新宮市、三重県志摩市を視察しました。

犬山市では、犬山市の周辺環境の整備に名古屋鉄道とタイアップし犬山キャンペーンを展開し、駅の宣伝ポスターやテレビCMなどの宣伝活動により年々登閣者数を伸ばしていました。

太平洋に面する自然豊かな新宮市では、新宮港を活用した企業誘致や、背後地に世界遺産登録されている紀伊山地の参詣道があることから、クルーズ船誘致に積極的取り組み観光客の増加を図ってい



ました。

志摩市では、漁業就業者確保育成協議会を設立し、担い手対策に一丸となっており取り組んでいます。また、真珠などの特殊産業や地域の豊かな水産資源をブランド化し、地域の魅力の発信に努め地域そのもののブランド化を目指していました。

議会だより 編集委員会

11月7日～8日、より親しまれる議会だよりの編集を目指して、山形県酒田市議会、庄内町議会の両編集委員会を視察しました。

酒田市議会では、平成28年度から紙面をリニューアルし、表紙、色使い、レイアウト等を工夫し、これまで以上に市民に親しまれる取組を始めています。同市には多数の文化財があることから、貴重な資料の一端を表紙で紹介し、後世に伝え引き継ぐことを大切に考えた紙面づくりを行っています。

また、特集記事を最初のページに配置し、市内の高校生や大学生からの意識調査やトークセッションを行った結果を公表するなど、若い人にも関心をもってもらおう取組も行っていました。

庄内町議会では、議会広報常任委員会として「難しいことをやさしく、やさしいことを深く、深いことをゆかいに、ゆかいなことを真面目に書く」を編集方針

針に作成・発行に取り組み、全国町村議会広報コンクールでは、平成24～26年度連続で入選しており、平成24年度は最優秀賞を受賞しています。

特に伝えたいことを特集したページ「解体親書（わかりたいしんしょ）」によって市民の目を引く取組を行ったり、目の不自由な方のために、議会広報をテープに録音した「声の議会広報」も発行していました。



議会のういき

11月1日、気仙地区議会議員協議会で、岩手県に対する要望活動を行いました。

気仙地区2市1町の行政上の諸課題を9点にまとめ、岩手県知事宛の要望書を菊地一彦沿岸広域振興局副局長に提出しました。特にも「東北横断自動車道に接続するルートの整備」、「東日本大震災からの早期復旧・復興」、「国道の改良整備促進」の3点については、重点項目として実現に向けて強く働きかけました。



お知らせ

○平成29年第1回定例会等の日程（予定）

第1回定例会の開催日程をお知らせします。皆様の傍聴をお待ちしております。
なお、日程は変更される場合があります。

- 2月17日（金）第1回定例会（初日）
- 2月22日（水） "
- 3月2日（木） " 一般質問（1日目）
- 3月3日（金） " 一般質問（2日目）
- 3月6日（月） " 一般質問（3日目）
- 3月9日（木） 予算審査特別委員会
- 3月10日（金） "
- 3月16日（木） 第1回定例会（最終日）

○委員会の行政視察報告書及び会派等の視察・研修報告書を今年度から市議会HPに掲載しています。

大船渡市議会

検索



ご挨拶

大船渡市議会議長 熊谷昭浩

平成29年の新春を迎え、市民の皆様は謹んでお喜びを申し上げますとともに、日頃より市議会活動に対しご理解とご協力をいただいておりますことに、市議会を代表いたしまして厚くお礼申し上げます。

未曾有の震災を乗り越え、市内では着実に復興が進展しており、今後は中心市街地や沿岸部の新しいまちづくりが本格化してまいります。

昨年は、災害公営住宅の建設が完了し応急仮設住宅などからの入居が大きく進み、学校の校庭にも子どもたちの姿が戻ってきたほか、被災した小中学校の再建も完了を迎えようとしています。

復興計画は4月からいよいよ後期計画期間に入り、道路や漁港などの復旧のほか、今後は、少子高齢化など復興の先を見据えた息の長いまちづくりが求められています。

大船渡市議会では昨年の12月定例会において、議会基本条例を制定し施行しました。議会基本条例は、議員自らがつくったもので、東日本大震災からの復興を成し遂げると

ともに、少子高齢化など震災前からの諸課題を解決し、持続可能で安心して暮らせる地域社会の実現と市民福祉の増進に資することを目的に、議会機能の強化を図る議会と議員の活動原則等を定めたものです。

また、前任期の災害復興対策特別委員会に引き続き、復興にかかわる課題の解決と魅力あるまちづくりに向けて復興特別委員会を設置し、現在は2月の第1次提言書の提出に向け、調査活動や提言のとりまとめを行っています。

これからも議員一同、市民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、その負託、期待に全力で応えてまいり所存でありますので、どうか今後とも議会活動に変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年も活気に満ちた一年でありますことを願いながら、市民の皆様のみならずのご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

議会：主な活動日誌

10月21日	議会基本条例研修会、議会基本条例策定特別委員会
24日	議会運営委員会
25日	光政会会派視察（～27日）
28日	第6回臨時会、全員協議会、平成29年度予算に係る会派要望
31日	正副議長・常任委員長懇談会、平成29年度予算に係る地区要望 議会基本条例策定特別委員会、気仙地区議会議員協議会の岩手県に対する要望活動、市政調査会管内研修視察（越喜来小学校・こども園）
11月1日	議会基本条例研修会、議会基本条例策定特別委員会
2日	総務常任委員会
4日	議会だより編集委員会行政視察（～8日）
7日	全員協議会、議会基本条例研修会、議会基本条例策定特別委員会
9日	復興特別委員会幹事会、第18回赤崎小・中学校建設委員会
10日	首都圏さんりく大船渡人会の集い
12日	教育福祉常任委員会、産業建設常任委員会、市政調査会の県との情報交換会、第7回赤崎地区・蛸ノ浦地区小学校統協議会
14日	新政同友会会派視察（～17日）
15日	岩手・宮城県際市町議会議長会の関係省庁等に対する要望活動
17日	議会基本条例市民説明会
18日	総務常任委員会、産業建設常任委員会と吉浜漁業協同組合との意見交換、会派代表者会
21日	議会基本条例策定特別委員会と災害公営住宅入居者との意見交換、教育福祉常任委員会と市身体障がい者協会との意見交換
24日	全員協議会、復興特別委員会、市政調査会役員会
25日	気仙広域連合議会第2回定例会、大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会、大船渡地区消防組合議会第2回定例会、岩手・宮城県際市町議会議長会の岩手復興局に対する要望活動
28日	議会基本条例策定特別委員会
29日	正副議長・常任委員長懇談会、岩手沿岸南部広域環境組合議会11月定例会
30日	議会基本条例策定特別委員会
12月1日	第8回赤崎地区・蛸ノ浦地区小学校統協議会
2日	議会基本条例策定特別委員会、教育福祉常任委員会
5日	議会運営委員会、議会基本条例研修会、議会基本条例策定特別委員会、会派代表者会
6日	第4回定例会（初日）、全員協議会、産業建設常任委員会
9日	教育福祉常任委員会
12日	教育福祉常任委員会
13日	第4回定例会（一般質問）、会派代表者会
14日	第4回定例会（一般質問）、議会運営委員会
15日	第4回定例会（一般質問）、総務常任委員会、教育福祉常任委員会、産業建設常任委員会、議会基本条例策定特別委員会
16日	第4回定例会（最終日）、市政調査会役員会
20日	議会運営委員会、岩手県沿岸都市議会連絡協議会の岩手県に対する要望活動
21日	気仙広域連合議会第3回臨時会、大船渡地区環境衛生組合議会第2回臨時会、大船渡地区消防組合議会第2回臨時会
22日	全員協議会、月例報告会
26日	派遣職員を対象とした議会研修会
1月10日	議会運営委員会
11日	総務常任委員会
12日	議会運営委員会、派遣職員を対象とした議会研修会
13日	第1回臨時会、復興特別委員会教育福祉部会・産業建設部会
16日	産業建設常任委員会と越喜来漁業協同組合との意見交換会
17日	全員協議会
26日	市議会防災訓練
30日	議会運営委員会行政視察（～1日）
31日	

編集後記

昨年は市議会議員選挙があり、議員の顔ぶれも、組織も変わったことから、それぞれに緊張感のある議会活動であったと思います。

また、12月の第4回定例会では、目指すべき地方議会の姿を示す議会基本条例が制定されました。前任期の議会改革調査特別委員会が設置されたから、これまで多くの時間を

をかけ、議論をかさねて制定にこぎつけたものです。

今回の第127号はその全文を掲載した保存版となっています。おもしろい言葉もあると思いますが、ぜひ一読いただきたいと思います。

議会だよりでは、これからも、市民の皆様は議会の様子を見ていねいにお伝えしていきたいと思っておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

市議会だより編集委員会

委員長	今野善信
副委員長	東 堅市
委員	金子正勝
〃	奥山行正
〃	田中英二
〃	千葉盛
〃	平山仁

※お願い 「大船渡市議会基本条例」の記事は、18↓17↓16↓15↓14ページの順でお読みください。

○市民の皆様から寄せられたご意見に対する市議会の考え・対応について

寄せられたご意見の 主なもの（概要）	ご意見に対する市議会の考え・対応
議会報告会を開催してはどうか	いわゆる議会報告会という名称や形式ではないが、常任委員会単位で調査項目を設け、市民や団体との意見交換を積極的に行っている。また、他の議会で行われているような議会報告会については、これまでも議会改革に係る検討の中で取り上げてきており、今後も引き続き検討していきたい。
条例の運用については第三者による検証が必要ではないか	議会運営委員会がまずは自ら検証を継続的に行っていきながら、第三者による検証については、その次の段階の検討課題としたい。
政務活動費の増額について 用途内容や公表の仕方について	これまでの議会改革の検討の中で、震災からの復興を優先し、額については現状では見直す段階にないと結論付けている。 収支報告書等については市情報公開条例に基づき既に公開しているほか、市議会 HP でも支出科目一覧や政務活動費を使った視察の報告書については順次、公表することにしてはいるが、用途内容や領収書の公表のあり方については、今後も検討していきたい。
今までやってきたことに新たに 加わったものは何か 条例をつかって何をやろうと しているのか 独自性は何か	これまで当市議会が行ってきたことや、議会活動の活性化を図る議会改革調査特別委員会で検討し改革を重ねてきた事項等を体系化した。条例に基づく活動を通して、震災からの復興と震災前からの諸課題を解決し市民の負託に応えることのできる議会機能の強化を図ろうとするものであり、本条例の独自性としては、これまでの当市議会の活動実績に基づく内容としたことと、震災当時の教訓から災害時の議会の対応について盛り込んだ。

寄せられたご意見の中で多かったのは、市民懇談会（議会報告会）の持ち方について、また、基本条例が制定された後、議会活動が条例の趣旨にそって運用されているかの検証を議会運営委員会だけでなく第三者による検証が必要ではないか、とすることのご意見でした。これらを含む寄せられたご意見の概要と市議会の考え・対応の全文については、市議会ホームページに掲載しています。

○議会基本条例制定後の対応

大船渡市議会基本条例が理想だけにとどまるのではなく、議会全体としてあるいは議員自らがその職責を自覚し、条例の趣旨に添った議会運営に努めていくことが重要であり、そのためにも、第23条に基づく継続的な検証や適切な見直しを行っていくことが大切です。

大震災からのふるさとの復興と持続可能な地域社会の実現を、市とともに成し遂げていく必要があることから、市民に開かれた議会、より活発な議会運営を目指すとともに、市民に寄り添い市民の期待に応えることのできる機能を有する議会の実現に向けて、不断の取組をこれからも行ってまいります。今後も市議会に対するご意見やご提言をお気軽にお寄せください。

○議会基本条例とは

平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行、平成18年12月の「地方分権改革推進法」の成立により地方自治体の自主性が求められる中、住民から選ばれた代表で構成される議事機関としての地方議会の役割はますます重要性を増し、全国の多くの議会で、議会の目指すべき活動指針等をまとめた基本条例が制定されています。

大船渡市議会では、これまでの議会活動や議会改革に取り組んできた実績を積み上げ体系化したものを基本条例として制定しました。この条例は、市長と同様に直接市民から選ばれる議員が構成する議会が二元代表制の一翼を担っている機関であることの責任を自覚し、東日本大震災からの復興を成し遂げるとともに、少子高齢化など震災前からの諸課題を解決し、持続可能で安心して暮らせる地域社会の実現と市民福祉の増進に資することを目的に、市民の期待に応えることのできる議会機能の強化を目指し、議会と議員の活動原則等を定めたものです。

○大船渡市議会基本条例の策定に向けて

大船渡市議会では、前任期において議会基本条例の先進地視察を行った他、早稲田大学マニフェスト研究所の中村健先生を招いての研修会を行うなど議会基本条例策定に向けて準備を行ってきました。

平成28年6月の第2回定例会において新たに設置された議会基本条例策定特別委員会では、前任期からの送り案をさらに精査し、議会全体で共通認識に立つための詳細な解釈等や、制定後の運用等に係る課題についても協議を重ね、会議数は6月から12月までで29回、審議時間は50時間に上りました。

平成28年11月には、全員協議会で基本条例案を決定し、パブリックコメントや説明会を行い意見募集をしたところ、多くの質問やご意見が寄せられました。議会全体としても、共通認識を得るための研修会を重ねて行い、平成28年12月議会最終日に上程し、全員一致で可決したものです。

○パブリックコメントの実施について

11月11日（金）から25日（金）までの15日間、大船渡市議会基本条例（案）に関する意見募集を実施しました。また、パブリックコメントの一環として、11月18日（金）18時30分から、リアスホールのマルチスペースで、「大船渡市議会基本条例市民説明会」を開催したところ、約50名の市民の参加をいただきました。

パブリックコメントによる市民の皆様からいただいた主な質問や意見は右ページのとおりで。



- 2 委員会は、市政課題の所管事務調査を実施し、政策立案・政策提言に結びつくよう努め、委員長は、必要に応じて各委員会間の調整を図るものとする。
- 3 委員会は、市民からの要請に応じ、又は市政課題に対応するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。
- 4 委員会の運営等は、別に条例で定める。

(議員研修の充実)

第14条 議会は、議員の政策形成能力及び立案能力向上のため、積極的に議員研修の充実強化を図るものとする。

(政務活動費)

第15条 議員は、大船渡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年大船渡市条例第3号）に基づき交付された政務活動費について、調査研究その他の活動に資するため適切に執行するとともに、透明性の確保に努めるものとする。

(議会広報)

第16条 議会は、広報紙を発行し、その内容の充実を図るとともに、多様な広報媒体を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

解説 本章では、議会の機能強化を図るために委員会活動や議員研修の充実を図ること、議員間の自由討議を通じた政策提言や他の自治体議会との交流等に努めること、政務活動費の透明性を確保することを定めています。

第6章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民の代表として倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員の品位を保持し、識見を高めるよう努めるものとする。

(議員定数及び議員報酬)

第18条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員は、議員定数又は議員報酬を改正するときは、市政の現状及び課題、他市等の状況並びに議会が果たす役割を考慮するよう努めるものとする。

解説 本章は、議員のモラルや、議員定数・議員報酬を検討するにあたっての基本的な考え方を定めています。

第7章 危機管理

(危機管理)

第19条 議会は、災害時において機能的に対応できるよう危機管理体制の整備に努め、市長等と連携するものとする。

(災害時の対応)

第20条 議長は、災害が発生した場合、大船渡市議会災害対策会議を設置することができる。

- 2 議会は、市長等と連携し、災害対策活動を支援するとともに、被災者と情報共有、連携、相談等を行うものとする。

- 3 議会は、災害等の状況等を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ市長等に対し、提言及び提案を行うものとする。

解説 本章では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓から、基本的な議会对応のあり方を定めています。

第8章 議会事務局の充実

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議員の政策形成、政策立案等を補助する組織としての議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るものとする。

(議会図書室)

第22条 議会は、法第100条第19項の規定により議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置する。

- 2 議会は、議員の政策形成能力及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

解説 本章では、議会・議員を補佐するため、議会事務局機能と議会図書室の充実に努めることを定めています。

第9章 継続的な評価及び検討

第23条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において継続的に評価及び検討するものとする。

- 2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

解説 本章では、本条例の目的が達成されているか否かの検証を継続的に議会運営委員会で行うことを定めています。

確に把握し、積極的に政策提案を行うこと。

- (2) 自らの資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努めること。
- (3) 議会が議論の場であること及び合議体であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
- (4) 議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会の政策形成に資するための調査研究を行うとともに、必要に応じて会派間の調整を行い、合意形成に努めるものとする。

解説 本章は、議会・議員の活動原則を明らかにし、議会が市民の多様な意見を把握すること、議会として積極的に政策形成を行うこと、市民の意見を市政に反映させていくことを規定しています。また、そのために会派を結成できることを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加)

第6条 議会は、市民の議会活動に参加する機会の確保に努め、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に取り組むものとする。

第7条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、誠実かつ適切に審査を行うものとする。

- 2 議会は、前項の審査に当たっては、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第8条 議会は、会議を原則公開し、説明責任を果たすとともに、市民と議会が情報及び意見を交換する機会を多様に設けるものとする。

解説 本章では、活動原則を基に「市民参加による多様な意見把握」「市民に対する説明責任」を具現化することを目指し参考人制度等の活用や常任委員会で行う意見交換会の場を積極的に設けることを定めています。

第4章 市長等と議会の関係

第9条 二代表制の一翼を担う議会は、市長及び執行機関の長（以下「市長等」という。）との間において常に緊張関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

- 2 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

- 3 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問の内容を明確にするため反問することができる。

第10条 議会は、市長等が提案する政策等について必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

解説 本章では、活動原則に掲げる「事務執行の監視、評価」を行うこと、「わかりやすい議会運営」を具現化するため一般質問において一問一答や反問を行うこと、及び必要な情報を求めることについて定めています。

第5章 議会機能の強化

(議決事件の拡大)

第11条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。

- 2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(議会機能の強化)

第12条 議会は、政策の立案及び提言に関する機能が十分発揮できるよう効率的な運営に努めるとともに議会機能の強化を図るものとする。

- 2 議会は、議員相互の自由な討議を尽くして合意形成を図り、共通認識を深めるため必要に応じて協議の場を開催するものとする。

- 3 議会は、必要に応じて他の自治体の議会と政策及び政策運営について意見の交換を行い、交流及び連携を図るものとする。

- 4 市政の課題に関する調査のため必要があるときは、知識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(委員会の活動)

第13条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査・調査するとともに、委員会を適切に設置し、活用するものとする。

大船渡市議会基本条例



前文

大船渡市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波によって甚大な被害を受けた。大船渡市議会は、震災からの復興や当市を取り巻く諸課題を解決するため、市民の視点に立った市政運営の実現を図ることを目的に、その責務を自覚し、議会活動を通じてその役割を果たしていくことを市民に宣言する。

震災以前から当市では、人口の減少や少子高齢化、市内経済の低迷、県内陸部との交通アクセス等が大きな課題となっていた。今後は、自治体間競争が活発化し自主的な取組や自己決定が更に求められることから、二代表制の一翼を担う機関として、市議会は、積極的に政策提言や政策立案を行い市民の負託に応え、持続可能な地域社会として当市を次世代へ引き継ぐ使命を自覚し活動を行う。

そのために市議会は、市民に寄り添い、市民目線で市政運営を行い、合議体である議会としての権能を最大限発揮することが必要であり、市長等の監視及び政策の評価を行うことや、市民の多様な意見を反映できる議会を築くことが重要である。

したがって本議会は、目指すべき地方議会の姿を示し市民とともに歩むため、議会の活動理念、議員の責務及び活動原則、積極的な情報の公開などの議会の基本事項を定めた大船渡市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務並びに議会が担うべき役割を果たすための基本的な事項を定めることにより、持続可能で安心して暮らせるまちづくりの実現に適切に対応する議会運営を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例を議会における最高規範と位置付け、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、その理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

解説 本章は、「持続可能で安心して暮らせるまちづくり」の実現のために議会が担う役割及び議員に係る基本事項を明らかにし、この条例の最終的な目的が市民福祉の増進のためにあることや、条例の位置付けを明らかにしたものです。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努めるとともに、議会として積極的に政策形成を行うこと。
- (2) 自由な討議を通じて、論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (3) 適切な行政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (4) 積極的な情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の諸活動を説明する責任を果たすこと。
- (5) 公正で透明な議会運営に努めるとともに、議会の信頼性を高めるため、継続して改革に取り組むこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政に関する課題及び市民の多様な意見を的

